

令和２年度

使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託

募集要項

<募集期間>

令和２年９月４日（金）～ 令和２年９月１８日（金）

受付及び問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

TEL : 075-213-4930 FAX : 075-213-0453

1 提案の手順について

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

- ア 参加意思確認書 (提出期日：令和2年9月15日(火)午後5時まで)
 - ・ 質問期限 (令和2年9月9日(水)午後5時まで)
 - ・ 回答期限 (令和2年9月11日(金)午後5時まで)
- イ 企画提案書
- ウ 見積書
- エ 業務実績一覧表

(提出期日：令和2年9月18日(金)午後5時まで)

※ プレゼンテーション審査実施日は、令和2年9月下旬の予定。日程確定後、別途連絡する。

※ イ、ウ、エ(以下「企画提案書等」という。)については、正本1部、コピー6部の合計7部を提出すること。提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

2 参加資格要件について

本募集に応募する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であること。
- イ 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

3 提案書類の提出

(1) 参加意思確認書

本募集に応募する者は、参加意思確認書(様式1)及び参加団体の概要が分かる書類(例：会社名、所在地、役員、設立年月日、事業内容、資本金、沿革等が分かる書類(会社概要等))を令和2年9月15日(火)午後5時までに、ファックス又は電子メールにて、京都市環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課へ提出し(印不要、着信を確認すること)、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、企画提案書表紙(様式2)を使用し、別紙仕様書を踏まえ、以下の点について記載した企画提案書を提出すること(原則としてA4横書きとし、枚数は問わない。図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可。)

- ・ 実施体制
- ・ 業務スケジュール
- ・ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容(内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整、統括は受託者が行う。)
- ・ 審査結果通知予定日(令和2年9月下旬)に連絡が取れる担当者氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入すること。

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。

見積金額は、別紙仕様書5（3）の業務に係る経費については、4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とし、また、それ以外の業務に係る経費は、1,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とした合計5,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。

見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間において受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式3）を作成すること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該応募者に確認の上、本市が判断する。

(5) 提出期日

企画提案書等については、令和2年9月18日（金）午後5時までに、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）により提出すること。

(6) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町二条下の一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 大沼，高山

TEL：075-213-4930 FAX：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

(7) 費用負担

提案に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

(8) 募集要項、仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、下記の方法で問い合わせのあったものだけに限り、すべての回答を取りまとめ、下記のURLに掲載する。ただし、他の応募者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

令和2年9月9日（水）午後5時必着

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、(6)の提出先にファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

ウ 回答方法

令和2年9月11日（金）午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 プロポーザルの手続きの概要

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書等についてプレゼンテーション審査を実施し、最も優秀な提案を選定する（日時及び場所については別途連絡）。

※ なお、応募多数の場合は、企画提案書等による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位5者を選定する。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーション審査は行わず、書面審査のみの実施となる場合がある。

(2) 審査委員会

提案について、以下の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき、選定する。

- ・ 循環型社会推進部長
- ・ 環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長
- ・ 循環型社会推進部 ごみ減量推進課長
- ・ 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 課長補佐（減量企画担当）
- ・ 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 担当課長補佐
- ・ 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査係長

(3) 審査基準

書面審査及びプレゼンテーション審査により以下の項目について審査する。

なお、プレゼンテーション審査は10分の発表の後、質疑応答を行う。

ア 広報ツール・の企画、制作

作成するリーフレットに関し、人々の関心を喚起するような工夫や魅力に加えて、デザイン面での美しさ、分かりやすさがあるかを審査する。 【10点】

イ 推奨店舗の拡大、調査

マイボトル推奨等の事業において、協力店舗の確保を見込める、具体的な提案がなされているかを審査する。 【15点】

ウ 市民・観光客等向け周知・啓発の企画

実施する企画の内容が充実しているとともに、広く市民・観光客の目に触れる、関心を喚起するような工夫や魅力があるかを審査する。 【15点】

エ イベントや街頭でのPR活動

実施する企画の内容が、人々の関心を喚起するような工夫や魅力があるかを審査する。

【10点】

オ 市民・観光客等向け啓発物品の提案

啓発物の内容が、デザイン面での美しさに加えて、人々が使いたくなる、行動変容を促すことにつながるような工夫や魅力があるかを審査する。 【20点】

- カ 運営体制の安定度
当事業を安定的に実施することができる体制かを審査する。 【10点】
- キ 見積金額
見積価格が適正であるかを審査する。 【10点】
- ク 実績件数
過去5年間に於いて受託した類似業務が十分にあるかを審査する。 【10点】
- 【合計100点】

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について配点表に基づき採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。評価が同等の場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が満点の6割を超え、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定することとする。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

通知内容に疑義のある応募者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから1週間以内に、書面により、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課まで申し出ること。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定に係る審査において順位の高かった者の順に協議を行い、受託候補者を再選定する。

- ア 協議が不調に終わった場合
- イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合
- ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課が指示するところによるものとする。

6 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和2年9月4日（金）
質問受付期限	令和2年9月9日（水）午後5時まで
質問回答	令和2年9月11日（金）午後5時まで
参加意思確認書提出期限	令和2年9月15日（火）午後5時まで
企画提案書等提出期日	令和2年9月18日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和2年9月下旬
審査の結果通知	令和2年9月下旬
業務委託契約	令和2年9月下旬
履行期限	令和3年3月31日（水）